

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和2年1月31日
- 【発行者名】 クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ  
(Credit Suisse Fund Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ルドルフ・コーメン  
(Rudolf Kömen, Director)  
取締役 ダニエル・シエプマン  
(Daniel Siepman, Director)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2180、ジャン・モネ通り  
5番  
(5, rue Jean Monnet, L-2180 Luxembourg )
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野康造  
弁護士 廣本文晴
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野康造  
弁護士 廣本文晴  
弁護士 坂東慶一  
弁護士 星千奈津
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
CSインベストメント・ファンズ・12  
- クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・イールド・  
USD  
- クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・バランス・  
USD  
- クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・グロース・  
USD  
(CS Investment Funds 12  
- Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD  
- Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD  
- Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
無記名式無額面受益証券  
上限見込額は以下のとおりである。

クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

クラスB米ドル(acc)受益証券 1,000,000,000米ドル

(108,640,000,000円)を上限とする。

クラスBH円建て(acc)受益証券 100,000,000,000円を上限とする。

クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

クラスB米ドル(acc)受益証券 1,000,000,000米ドル

(108,640,000,000円)を上限とする。

クラスBH円建て(acc)受益証券 100,000,000,000円を上限とする。

クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

クラスB米ドル(acc)受益証券 1,000,000,000米ドル

(108,640,000,000円)を上限とする。

クラスBH円建て(acc)受益証券 100,000,000,000円を上限とする。

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.64円)による。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和元年9月13日に提出した有価証券届出書（令和元年9月25日付および令和元年12月26日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、（5）開示制度の概要、日本における開示、（ロ）日本の受益者に対する開示」の記載、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針」の記載、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（5）投資制限」の記載、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因」の記載、「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、（1）海外における申込（販売）手続等」の記載、「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額」の記載および「第二部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（1）受益証券の名義書換」の記載を修正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

[次へ](#)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (5) 開示制度の概要

日本における開示

##### (口) 日本の受益者に対する開示

<訂正前>

(前略)

上記の本サブ・ファンドの交付運用報告書および運用報告書(全体版)は、日本の知っている受益者に送付される。ただし、約款が変更されて効力が生じた場合、運用報告書(全体版)は電磁的方法により本サブ・ファンドの代行協会のホームページにおいて提供される予定である。

<訂正後>

(前略)

上記の本サブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知っている受益者に送付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法により、ファンドの代行協会のホームページにおいて掲載される。

#### 2 投資方針

##### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

各サブ・ファンドの投資目的は、投資された資産の値上がり益を最大化することである。この目的を達成するため、ファンドは、適正かつ合理的な程度リスクを引き受けるものとする。ただし、市場変動およびその他のリスクを踏まえ、関連するサブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。投資対象の価値は下落することもあれば上昇することもあり、投資者は、その当初投資額を回収することができない場合がある。

### クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

#### 投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨による投資額に見合うだけのリターンを上げることである。

(注)参照通貨とは、各サブ・ファンドの名称に含まれる通貨をいい、各サブ・ファンドのパフォーマンスおよび純資産額は、当該参照通貨により計算される。以下同じ。

#### 投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模(新興国を含む。)で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨で行われる。したがって、為替レートの変動に伴うリスクは、長期的に最小限に抑えられる。

#### 資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー(直接間接を問わない。)は、以下に定められる制限(サブ・ファンドの純資産総額に占める割合)を超えてはならない。

資産クラス	範囲	
現金およびその他現金等価物	0%	50%
債券	35%	85%
株式	15%	35%
オルタナティブ投資	0%	20%

## クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

### 投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

### 投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、時に、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。サブ・ファンドは、その純資産総額の少なくとも25%を適格持分金融商品に投資する。

### 資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲	
現金およびその他現金等価物	0%	60%
債券	10%	70%
株式	30%	60%
オルタナティブ投資	0%	20%

## クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

### 投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

### 投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。

サブ・ファンドは、その純資産総額の少なくとも51%を適格持分金融商品に投資する。

### 資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0% 50%
債券	0% 50%
株式	50% 80%
オルタナティブ投資	0% 20%

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

各サブ・ファンドの投資目的は、投資された資産の値上がり益を最大化することである。この目的を達成するため、ファンドは、適正かつ合理的な程度リスクを引き受けるものとする。ただし、市場変動およびその他のリスクを踏まえ、関連するサブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。投資対象の価値は下落することもあれば上昇することもあり、投資者は、その当初投資額を回収することができない場合がある。

### 持続可能な金融、ESGおよび持続可能性に関するリスク

持続可能な金融とは、一般に、投資判断において環境、社会およびガバナンス(ESG)の要素を十分に考慮するプロセスをいう。いずれの事項または要素が「ESG」の考え方で取り上げられるかについての網羅的なリストまたは広く受け入れられている定義はないが、サブ・ファンドが行うESG投資の場合、以下が適用されるものとする。

1. 環境(E)：自然環境および自然のシステムの質および機能(例えば、大気の水質、土壌の質、炭素、気候、清浄な水、生態的健全性、生物多様性、CO<sub>2</sub>排出量、気候変動、エネルギー効率、天然資源の不足および廃棄物管理等)に関する配慮。環境への配慮の程度の測定は、例えば、エネルギーの使用、再生可能エネルギーの使用、原材料の使用、廃棄物の排出、排出物質、温室効果ガスの排出、水の使用、土地の使用、生物多様性および循環経済への影響に関する主要資源の有効な指標により行うことができる。

2. 社会(S)：人々およびコミュニティの権利、福祉および利益(例えば、人権、労働環境、労働基準、教育、男女平等ならびに児童労働および強制労働の禁止等)に関する配慮。

3. ガバナンス(G)：企業およびその他投資先事業体の健全なガバナンス(例えば、取締役会の独立性、取締役会による監督、優良慣行、透明性、役員報酬、株主の権利、経営体制、汚職対策および内部通報の取扱い等)に関する配慮。

上記のリストは網羅的なものではなく、また投資運用者は投資判断プロセスにおいてESG要素と持続可能性リスクの統合を試みるため、上記のリストは、時間の経過とともに変化する可能性がある。持続可能性リスクは、発生した場合に投資の価値に影響を及ぼすおそれがあるESG事由またはESG状況と解釈することができる。

### 持続可能投資プロセス

投資運用会社は、リスクおよびリターンに関する考慮事項のほか、投資判断プロセスにおいてESG要素および関連する持続可能性リスクを考慮することにより、投資アプローチの持続可能性を検討する。

クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

持続可能な金融に対するクレディ・スイスのアプローチおよび関連するESG要素に関する追加の情報は、ウェブサイト([www.credit-suisse.com/esg](http://www.credit-suisse.com/esg))にてオンラインで入手可能である。

投資者は、上記のサブ・ファンドが行う投資の一部はESG基準を満たさない場合があることに留意するものとする。投資運用会社は持続可能投資プロセスを適用するよう努めるが、投資者は、ファンドおよびクレディ・スイス・グループ・エイジーの関連会社のいずれも、サブ・ファンドが取得した投資商品が常に持続可能投資プロセスに全面的に準拠すると保証することはできないことに留意するものとする。投資がESG要素に準拠しなくなった場合、投資運用会社は、投資の引上げを選択することができるが、これは義務ではない。

投資者は、ESG基準は、(5)「投資制限」の意味での投資制限の一部を構成するものではないことに留意されたい。

## クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

### 投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨による投資額に見合うだけのリターンを上げることである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

(注)参照通貨とは、各サブ・ファンドの名称に含まれる通貨をいい、各サブ・ファンドのパフォーマンスおよび純資産額は、当該参照通貨により計算される。以下同じ。

### 投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨で行われる。したがって、為替レートの変動に伴うリスクは、長期的に最小限に抑えられる。

投資運用会社は、リスクおよびリターンに関する考慮事項のほか、投資判断プロセスにおいてESG要素および関連する持続可能性リスクを考慮することにより、投資アプローチの持続可能性を検討する。

### 資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲	
現金およびその他現金等価物	0%	50%
債券	35%	85%
株式	15%	35%
オルタナティブ投資	0%	20%

## クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

### 投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

### 投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、時に、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。サブ・ファンドは、その純資産総額の少なくとも25%を適格持分金融商品に投資する。

投資運用会社は、リスクおよびリターンに関する考慮事項のほか、投資判断プロセスにおいてESG要素および関連する持続可能性リスクを考慮することにより、投資アプローチの持続可能性を検討する。

### 資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0% 60%
債券	10% 70%
株式	30% 60%
オルタナティブ投資	0% 20%

## クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

### 投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

### 投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。

サブ・ファンドは、その純資産総額の少なくとも51%を適格持分金融商品に投資する。

投資運用会社は、リスクおよびリターンに関する考慮事項のほか、投資判断プロセスにおいてESG要素および関連する持続可能性リスクを考慮することにより、投資アプローチの持続可能性を検討する。

### 資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0% 50%
債券	0% 50%
株式	50% 80%
オルタナティブ投資	0% 20%

（後略）

## （5）投資制限

<訂正前>

### 投資制限

（中略）

サブ・ファンドが、直接的にまたは委任により、同一の管理会社または共通の経営もしくは支配もしくは資本もしくは議決権の10%超の直接保有もしくは間接保有により管理会社と関係するその他の企業により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCI（以下「**関連ファンド**」という。）の受益証券/投資証券に投資する場合、管理会社またはその他の企業は、サブ・ファンドによるかかる関連ファンドの受益証券/投資証券への投資を理由として申込手数料または買戻手数料を請求することはできない。

投資者は、その他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券/投資証券への投資について、一般に、サブ・ファンドのレベルでもその他のUCITSおよび/またはUCI自体のレベルでも同一の経費が発生する可能性があることに留意すべきである。

サブ・ファンドおよび投資対象ファンドのレベルでの累積管理報酬は、最大3.00%を超えないものとする。

- 6) a) ファンドの資産は、ファンドが発行体の経営に対し重大な影響力を行使することが可能な議決権付証券に投資することはできない。

(中略)

#### 投資対象ファンド

上記「投資制限」5)の記載内容にかかわらず、各サブ・ファンドは、上記「投資制限」1)に従い、その純資産総額の60%を上限として、その他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券または投資証券に投資することができる。投資対象ファンドは、特に、証券取引所に上場しており、その所得の大部分を不動産、天然資源およびコモディティから得ているリミテッド・パートナーシップであるマスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)のほか、保険連動型証券(ILS)、シニア・ローンおよび偶発転換社債(最大5%)に投資するファンドで構成することができる。

投資者は、投資対象ファンドへの投資では、一般に、サブ・ファンドのレベルでも投資対象ファンドのレベルでも同一の経費が発生することに留意すべきである。

(後略)

<訂正後>

#### 投資制限

(中略)

サブ・ファンドが、直接的にまたは委任により、同一の管理会社または共通の経営もしくは支配もしくは資本もしくは議決権の10%超の直接保有もしくは間接保有により管理会社と関係するその他の企業により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCI(以下「関連ファンド」という。)の受益証券/投資証券に投資する場合、管理会社またはその他の企業は、サブ・ファンドによるかかる関連ファンドの受益証券/投資証券への投資を理由として申込手数料または買戻手数料を請求することはできない。

サブ・ファンドを運用する際に管理会社に発生する費用のほか、関連ファンドとみなされる投資対象ファンドへの投資について管理報酬が請求されることもあり、かかる管理報酬は、サブ・ファンドに含まれる投資対象ファンドに関する当該サブ・ファンドの資産から間接的に徴収される。かかる管理報酬のほか、サブ・ファンドに含まれる投資対象ファンドに関する当該サブ・ファンドの資産から成功報酬が間接的に徴収されることがある。

投資者は、その他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券/投資証券への投資について、一般に、サブ・ファンドのレベルでもその他のUCITSおよび/またはUCI自体のレベルでも同一の経費が発生する可能性があることに留意すべきである。

投資対象ファンドの受益証券/投資証券に投資するサブ・ファンドに関するサブ・ファンドおよび投資対象ファンドのレベルでの累積管理報酬は、目論見書に定められる(該当する場合)。

- 6) a) ファンドの資産は、ファンドが発行体の経営に対し重大な影響力を行使することが可能な議決権付証券に投資することはできない。

(中略)

#### 投資対象ファンド

上記「投資制限」5)の記載内容にかかわらず、各サブ・ファンドは、上記「投資制限」1)に従い、その純資産総額の100%を上限として、その他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券または投資証券に投資することができる。投資対象ファンドは、特に、証券取引所に上場しており、その所得の大部分を不動産、天然資源およびコモディティから得ているリミテッド・パートナーシップであるマスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)のほか、保険連動型証券(ILS)、シニア・ローンおよび偶発転換社債(最大5%)に投資するファンドで構成することができる。

投資者は、投資対象ファンドへの投資では、一般に、サブ・ファンドのレベルでも投資対象ファンドのレベルでも経費が発生することに留意すべきである。

（後略）

### 3 投資リスク

#### （１）リスク要因

<訂正前>

（前略）

##### 運用リスク

ファンドはアクティブ運用が行われるため、サブ・ファンドが運用リスクにさらされることがある。管理会社は、サブ・ファンドに関する投資判断を行う際に自らの投資戦略（投資手法およびリスク分析を含む。）を採用するが、その投資判断が望ましい成果をもたらすとの保証はない。管理会社は、一定の場合において、デリバティブ商品等の投資手法を用いない判断を下す場合があり、またはかかる投資手法は、その利用が関連するサブ・ファンドにとって有益となりうる市況下にあっても、利用することができない場合がある。

##### 投資リスク

（後略）

<訂正後>

（前略）

##### 運用リスク

ファンドはアクティブ運用が行われるため、サブ・ファンドが運用リスクにさらされることがある。管理会社は、サブ・ファンドに関する投資判断を行う際に自らの投資戦略（投資手法およびリスク分析を含む。）を採用するが、その投資判断が望ましい成果をもたらすとの保証はない。管理会社は、一定の場合において、デリバティブ商品等の投資手法を用いない判断を下す場合があり、またはかかる投資手法は、その利用が関連するサブ・ファンドにとって有益となりうる市況下にあっても、利用することができない場合がある。

##### 持続可能投資リスク

持続可能な金融は、比較的最近の金融分野である。現在のところ、投資が持続可能であることを確保するための広く受け入れられている枠組みまたは投資が持続可能であることを確保するために考慮すべき要素のリストはない。また、持続可能な金融について規定した法律上および規制上の枠組みは、未だ整備を行っているところである。とりわけ、欧州委員会は、持続可能な金融に関する欧州アクション・プラン（以下「**持続可能な金融に関するEU提案**」という。）との関連において、持続可能な金融の分野で一連の法案を作成している。この点に関して、EUの持続可能な経済活動の統一分類システムを構築し、とりわけある経済活動が持続可能であるかを判断するための統一的な基準を設定するため、協議が行われている。別の規制案では、機関投資家はその投資判断プロセスにおいてどのようにESG要素を統合しているかについての開示要件を見直すことが目指されている。さらに、「気候移行」ベンチマークおよび「パリ協定整合」ベンチマークという低炭素ベンチマークの新たな二つのカテゴリーを設けるため、既存のEUベンチマーク規制が変更される可能性がある。その他の取組みでは、投資会社が個々の顧客に提供する助言に環境、社会およびガバナンスへの配慮を含めるため、MIFID IIに基づく枠組みを変更することが提案されている。持続可能な金融に関するEU提案は、現在、欧州の法制定プロセスの様々な段階にあり、現在のところ、持続可能な金融に関するEU提案が採択され、施行されるか、および持続可能な金融に関するEU提案がいつ採択され、施行されるかは未だ不明確である。同時に、世界のその他の国および地域で、独自の枠組みの整備が行われている。これらの異なる枠組みが成熟し、持続可能な金融の分野における確立された市場慣行が形になるには、ある程度の時間を要するであろう。

上記にかかわらず、クレディ・スイス等の一部の資産運用者および組織は、投資判断プロセスにおいて一定の環境、社会およびガバナンス（ESG）の要素および持続可能性リスクを考慮して、持続可能投資に関する独自の枠組みを整備している。持続可能な金融に対するクレディ・スイスのアプローチ（前記「2 投資方針」において詳述される。）は、(i) ESG要素および持続可能性リスクを考慮するためにクレディ・スイス

の独自の投資判断プロセスがさらに精緻化されることにより、また(ii)法律面および規制面の動向(持続可能な金融に関するEU提案がもたらす影響を含むが、これに限られない。)により、時間の経過とともに進歩し、発展する可能性がある。したがって、持続可能投資アプローチを行うサブ・ファンドの投資者には、持続可能な金融に対するクレディ・スイスのアプローチおよび関連するESG要素に関する最新の動向について把握するために定期的にウェブサイト(www.credit-suisse.com/esg)を確認することを勧める。上記の不確定要素を踏まえれば、投資運用会社が持続可能投資プロセス(前記「2 投資方針」に記載される。)に従って選択する投資商品がESG基準を満たす、または持続可能投資プロセスを常に適用することができることの保証はない。

## 投資リスク

(後略)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込(販売)手続等

#### (1) 海外における申込(販売)手続等

<訂正前>

(前略)

申込価格の支払いは、当該受益証券の発行価格が決定された評価日から1銀行営業日以内に受領されなければならない。

<訂正後>

(前略)

申込価格の支払いは、当該受益証券の発行価格が決定された評価日から1銀行営業日以内に受領されなければならない。

### マネー・ロンダリング防止対策

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止(以下「AML/CFT」という。)に関するルクセンブルグの法令の適用ある規定に従い、管理会社および金融セクターのその他の専門家には、マネー・ロンダリング目的およびテロ資金供与目的のために資金が使用されることを防止する義務が課されている。

管理会社は、関連するルクセンブルグの法令(マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止に関する2004年11月12日付ルクセンブルグ法(以下「2004年AML/CFT法」という。)、2004年AML/CFT法の一部の規定に関する詳細を示す2010年2月10日付大国公規則(以下「2010年AML/CFT規則」という。)、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則第12-02号(以下「CSSF規則12-02」という。))およびAML/CFTの分野の関連するCSSF通達(ルクセンブルグ法に基づき設立された投資信託運用会社の認可および組織に関するCSSF通達18/698(以下「CSSF通達18/698」という。))を含むが、これに限られない。)(上記を総称して「AML/CFT規則」という。)を含むが、これらに限られない。)の適用ある規定の遵守を確保する。

AML/CFT規則に従い、管理会社は、随時導入される各方針および手続に従って、投資者(その一または複数の最終的な実質的所有者を含む。)、その委託先およびファンドの資産についてデュー・ディリジェンス措置を講じることを義務付けられる。

とりわけ、AML/CFT規則により、投資予定者の身元の詳細な確認が義務付けられる。この点に関して、管理会社もしくは、または管理会社の責任下および監督下で行為している販売会社、ノミニーもしくはその他の種類の仲介者(場合に応じて)は、リスク・ベース・アプローチを適用して、その合理的な判断でかかる身元確認を進めるために必要とみなす情報、確認書および書類を上記の者に提供するように投資予定者に要求する。

管理会社は、投資予定者または現在の投資者の身元を確認するために必要な情報を請求する権利を留保する。投資予定者が、確認目的のために要求された情報を提出するのが遅れたか、またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申請を拒否する権利を有し、いかなる利益、経費または補償についても責任を負わ

ない。同様に、受益証券が発行された場合、登録の全詳細およびマネー・ロンダリング防止に関する文書がすべて揃うまで受益証券の買戻しまたは転換を行うことはできない。

さらに、管理会社は、理由の如何を問わず申請の全部または一部を拒否する権利を留保し、かかる場合、申請金（もしあれば）またはその残金は、認められる範囲内において、投資予定者に対し、当該投資予定者の指定口座に送金することにより、または当該投資予定者のリスク負担で郵送することにより、不要な遅滞なく返還される。ただし、当該投資予定者の身元をAML/CTF規則に従って適切に確認することができることを条件とする。かかる場合、管理会社は、いかなる利益、経費または補償についても責任を負わない。

また、管理会社もしくは中央管理事務代行会社、または管理会社の責任下および監督下で行っている販売会社、ノミニーもしくはその他の種類の仲介者（場合に応じて）は、AML/CTF規則に基づく顧客の継続的なデュー・ディリジェンス要件に従い、追加のまたは更新された身元確認文書を随時提供するよう投資者に請求することができ、投資者は、かかる請求に応じることを義務付けられ、かつ、受諾するものとする。

適切な情報、確認書または書類が提供されない場合には、とりわけ、(i)申込みが拒否されることになるか、(ii)ファンドが買戻金を留保することになるか、または(iii)未払いの配当の支払いが留保されることになる可能性がある。加えて、上記要件を遵守しなかった投資予定者または現在の投資者は、適用法（ルクセンブルグ大公国法を含むが、これに限られない。）に基づく追加の行政上または刑事上の制裁の対象となることがある。管理会社、中央管理事務代行会社ならびに販売会社、ノミニーおよびその他の種類の仲介者（場合に応じて）のいずれも、投資者に対し、当該投資者が書類を提供しなかったか、または不完全な書類しか提供しなかったために申込み、買戻しまたは配当の支払いの取扱いが遅れたか、または行われなかったことにつき責任を負わない。さらに、管理会社は、AML/CTF規則の遵守を確保するために適用法に基づき利用可能なすべての権利および救済手段を留保する。

実質的所有者の登録簿に関する2019年1月13日付ルクセンブルグ法（以下「RBO法」という。）に従い、管理会社は、一または複数の実質的所有者（AML/CTF規則に定義される。）に関する一定の情報を収集し、提供することを義務付けられる。かかる情報には、とりわけ、姓名、国籍、居住国、個人の住所または勤務先住所、国民識別番号ならびに各実質的所有者が保有するファンドに対する実質的所有持分の性質および範囲に関する情報が含まれる。さらに、管理会社は、とりわけ、(i)AML/CTF規則に従い、請求に応じてルクセンブルグの特定の国家当局（金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）、保険監督委員会（Commissariat aux Assurances）、資金情報局（Cellule de Renseignement Financier）、ルクセンブルグの税務当局およびその他の国家当局（RBO法に定義される。）を含む。）に対し、また金融セクターのその他の専門家からの理由のある請求に応じて、かかる情報を提供すること、および(ii)かかる情報を、一般に入手可能な実質的所有者の中央登録簿（以下「RBO」という。）に登録することを義務付けられる。

ただし、一方で、管理会社または実質的所有者は、その都度、RBO法の規定に従い、実質的所有者に関する情報へのアクセスを制限するためにRBOの管理者に理由のある請求を行うことができる（例えば、かかるアクセスにより実質的所有者にとっての不均衡リスク、実質的所有者に対する詐欺、拐取、恐喝、財物強要、迷惑行為もしくは脅迫のリスクがもたらされるおそれがある場合、または実質的所有者が未成年者もしくはその他無能力である場合）。ただし、RBOへのアクセスを制限する旨の決定は、ルクセンブルグの国家当局ならびに信用状の指図、金融機関、執行官補佐人および公務員としての資格において行為している公証人には適用されず、したがって、これらは、常にRBOを閲覧することができる。

上記のRBO法の要件を踏まえ、ファンドに投資する意思のある者およびかかる者の一または複数の実質的所有者は、(i)（職業上の秘密保持、銀行業務上の秘密保持、機密保持に関する適用ある規則またはその他の類似の規則もしくは取決めにかかわらず）管理会社、中央管理事務代行会社または販売会社、ノミニーもしくはその他の種類の仲介者（場合に応じて）に対し、管理会社がRBO法に基づく実質的所有者の身元確認、登録および公表に関して義務を遵守することができるようにするために必要な情報を提供することを義務付けられ、かつ、かかる情報を提供することに同意し、また(ii)かかる情報が、RBOを通じて、一定の制限付で、とりわけルクセンブルグの国家当局および金融セクターのその他の専門家ならびに公衆に提供されることを受諾する。

RBO法に基づき、管理会社が所要の情報を収集し、提供する義務を遵守しなかった場合には、管理会社には、刑事上の制裁が科されることがあるが、すべての関連する必要な情報を管理会社に提供しなかった一または複数の実質的所有者にも刑事上の制裁が科されることがある。

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

##### 純資産価額

<訂正前>

(前略)

f) デリバティブは、上記に従い取扱う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

f) デリバティブは、上記に従い取扱う。OTCスワップ取引は、取締役会が定めた手続に従って誠実に決定された買呼値、売呼値または中値に基づき継続的に評価される。買呼値を用いるか、売呼値を用いるか、または中値を用いるかを決定する際、取締役会は、いくつかあるパラメーターの中でとりわけ、予想申込流量または予想買戻流量を考慮する。取締役会の意見においてかかる価値が関連するOTCスワップ取引の公正市場価値を反映していない場合、当該OTCスワップ取引の価値は、取締役会が誠実に決定するか、または取締役会がその裁量により適切とみなすその他の方法により誠実に決定される。

(後略)

### 第4 外国投資信託受益証券事務の概要

#### (1) 受益証券の名義書換

<訂正前>

(前略)

英文目論見書において、「禁止された者」とは、かかる者が関連するサブ・ファンドの受益証券を保有することにより、(i)管理会社の単独の意見によれば、既存の受益者もしくは関連するサブ・ファンドの利益を害する可能性がある場合、(ii)ルクセンブルグその他の法令に違反する可能性がある場合、(iii)関連するサブ・ファンド、各子会社もしくは投資構造(もしあれば)が、本来であれば負担することのなかった税務上その他法律上、規制上もしくは行政上の不利益、罰金もしくは違約金を課される可能性がある場合、または(iv)関連するサブ・ファンド、各子会社もしくは投資構造(もしあれば)もしくは管理会社が、本来であれば遵守が義務付けられなかった各法域における登録もしくは届出要件の遵守を義務付けられることとなった場合における者、法人、有限責任会社、信託、パートナーシップ、財団またはその他の法主体をいう。「禁止された者」には、(i)第5章「CSインベストメント・ファンズ・12に対する投資」において各サブ・ファンドについて定義する適格投資家の定義(もしあれば)を満たさない投資者、(ii)米国人、または(iii)管理会社が要求する情報もしくは宣言書をその請求から1暦月以内に提出しなかった者が含まれる。

管理会社の取締役会が、ある時点で、受益証券の実質的所有者が、単独でまたは他の者と共同して、直接または間接的に禁止された者に該当することに気付いた場合、管理会社の取締役会は、その裁量により、責任を負うことなく、ファンドの約款に定める規則に従って受益証券を強制的に買い戻すことができ、買戻しが行われた場合、当該禁止された者は、当該受益証券の所有者でなくなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

英文目論見書において、「禁止された者」とは、かかる者が関連するサブ・ファンドの受益証券を保有することにより、(i)管理会社の単独の意見によれば、既存の受益者もしくは関連するサブ・ファンド

の利益を害する可能性がある場合、(ii)ルクセンブルグその他の法令に違反する可能性がある場合、(iii)関連するサブ・ファンド、各子会社もしくは投資構造(もしあれば)が、本来であれば負担することのなかった税務上その他法律上、規制上もしくは行政上の不利益、罰金もしくは違約金を課される可能性がある場合、または(iv)関連するサブ・ファンド、各子会社もしくは投資構造(もしあれば)もしくは管理会社が、本来であれば遵守が義務付けられなかった各法域における登録もしくは届出要件の遵守を義務付けられることとなった場合における者、法人、有限責任会社、信託、パートナーシップ、財団またはその他の法主体をいう。「禁止された者」には、(i)第5章「CSインベストメント・ファンズ・12に対する投資」において各サブ・ファンドについて定義する適格投資家の定義(もしあれば)を満たさない投資者、(ii)米国人、または(iii)管理会社が要求する情報もしくは宣言書とその請求から1暦月以内に提出しなかった者が含まれる。さらに、「禁止された者」という語には、適用あるAML/CTF規則に直接的もしくは間接的に違反して行為している自然人もしくは事業体または制裁の対象となっている自然人もしくは事業体(国連、北大西洋条約機構、経済協力開発機構、金融活動作業部会、米国中央情報局および米国内国歳入庁が維持する関連するリスト(いずれも随時変更される。)に含まれている者または事業体を含む。)が含まれる。

管理会社は、禁止された者による投資または禁止された者のための投資を受け付けない。申込人は、  
予定される受益証券の申込み(当該申込人自身のために行われるものであるか、または該当する場合に  
他の実質的所有者のために代理人、受託者、代表者、仲介者、ノミニーとしてもしくは類似の資格にお  
いて行われるものであるかを問わない。)が禁止された者ではないことを表明し、かつ、保証し、さら  
に、申込人は、当該投資者が、禁止された者に関する表明および保証に関する自らの状況または一もし  
くは複数の最終実質的所有者の状況の変更を速やかに管理会社に通知することを表明し、かつ、保証す  
る。

管理会社の取締役会が、ある時点で、受益証券の実質的所有者が、単独でまたは他の者と共同して、直接または間接的に禁止された者に該当することに気付いた場合、管理会社の取締役会は、その裁量により、責任を負うことなく、ファンドの約款に定める規則に従って受益証券を強制的に買い戻すことができ、買い戻しが行われた場合、当該禁止された者は、当該受益証券の所有者でなくなる。

(後略)